

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2026年6月30日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・ グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・ グリーンローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているグリーンローンに融資しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market

Association＞)

- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・ 気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）
- ・ サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しております。
- ・ なお、サステナビリティボンドについては、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンに融資しております。

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）

(2) 上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスに投資しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その１

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義

等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ ファースト・ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途が限定されていない融資）
- ・ 以下の要件をすべて満たす融資であること
 - ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ②融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
 - ③融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年 1 回以上確認し、当行へ報告すること
 - ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した適切な第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記 (1) の基準の策定および (1) の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ (1) の基準については、商品所管部の担当役員の決裁にて策定されています。また、当該基準への適合性については、特定の本部部署による確認を実施しております。
- ・ なお、ポジティブ・インパクト・ファイナンスのフレームワークに適合しているかどうかについては、独立した第三者機関による外部評価を受けております。

2. 類型その 2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ 他の金融機関がアレンジャーとなって行うポジティブ・インパクト・ファイナンスにシンジケート・ローン形式で参加する場合、および投融資先自身が定めるもしくは投融資先が指定する他の金融機関が策定したフレームワークに基づくポジティブ・インパクト・ファイナンスについては、以下の3つの要件を満たす場合、対象投融資として判断します。
 - ① 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEPFI) の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合するものとして独立した第三者によ

る外部評価を得た投融資であること

- ② 投融資先が気候変動対応に紐づくKPIを設定し、投融資の実行期間中、投融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ③ 投融資先のKPI達成状況について、当行が直接もしくはアレンジャー等を通してモニタリングし、エンゲージメントを行うこと

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ (1)の基準は、当行全体のサステナビリティに関する重要事項を幅広い視野で協議するサステナビリティ委員会において、当行としての考え方を整理のうえ、具体的な基準を協議し決定しております。
- ・ 当該基準への適合性については、特定の本部部署による確認を実施しております。また、シンジケート・ローンにおいては、当該基準への適合性及びアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を当行で確認しております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下のいずれかに該当し、環境関連法令に従って環境に対するネガティブな影響に対処している投融資（資金使途が以下の通り限定されている投融資）であること

- ① FIT 法に基づく事業認定を受けた再生可能エネルギー関連プロジェクトへの融資であること
- ② 認証取得済のグリーンビルディング・ZEBへの投融資
- ③ グリーンビルディング、ZEB、ZEH開発プロジェクトへの投融資
- ④ ZEHへの住宅ローン

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための

具体的な手続き

- ・（１）の基準は、当行全体のサステナビリティに関する重要事項を幅広い視野で協議するサステナビリティ委員会において、当行としての考え方を整理のうえ、具体的な基準を協議し決定しております。
- ・投融資にかかる当該基準への適合性については、特定の本部部署において確認しております。

以 上